

平成17年度 創業者・中小企業者等のための支援策一覧



創業準備・企画段階

創業塾・創業セミナーの開催
 ・創業を目指している方々を対象に、各支援機関が創業に必要な事業計画の立案や経営革新等についての講座・セミナー等を開催します。

問い合わせ先
秋田県商工会議所連合会
 Tel 018-863-6673
秋田県商工会連合会
 Tel 018-863-8495
秋田県中小企業団体中央会
 Tel 018-863-8701
 上記団体は秋田県商工会館内にあります。
 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47
雇用・能力開発機構秋田センター
 〒010-0001秋田市中通4-12-4
 安田生命秋田ビル6F
 Tel 018-836-3181

専門家相談窓口開設事業

・新規事業を目指す方や企業の分野進出、事業展開の過程での問題、課題解決のために、弁護士・税理士・社会保険労務士・弁理士等の専門家による相談を秋田県産業振興プラザ内で受付ける他、Eメールや封書による相談も受付けています。

[支援内容]
 1組の相談時間：原則
 相談料：無料
 [募集時期]
5月より開始
 相談は面談により行います。希望する専門家相談の開設日の1週間前まで申し込み。

申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 営業統括グループ
 連絡先は一覧参照

専門家派遣事業

・創業や経営革新を図ろうとする企業等が抱えるさまざまな課題に対して、課題内容に応じて、専門家を派遣して問題点の解決に協力します。

[事業内容]
 経営、情報、技術、販路等ソフト面の支援のため、民間専門家を活用した診断・助言指導を行います。なお、専門家派遣に必要な経費のうち2/3は(財)あきた企業活性化センターが負担します。

[募集時期]：随時
申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 営業統括グループ
 連絡先は一覧参照

起業者等集中指導事業

・県内のインキュベーション施設に入居している事業者等に対してコンサルタントによる事業プランの作成等の集中指導を実施します。

問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 営業統括グループ
 連絡先は一覧参照

新分野進出等アドバイザー・社外パートナー派遣事業

・地域企業の分野進出など、地域振興に資する民間事業活動を促進するため、(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)が市町村を通じ、専門家を派遣します。

[募集時期]：17年6月末
 18年3月末
申込み・問い合わせ先
 各市町村の担当窓口(企画担当部署)

又は 秋田県企画振興部
 市町村課 調整・地域振興班
 連絡先は一覧参照

研究開発

産学官技術開発実用化事業

・大学及び公設試験研究機関との共同研究による県内企業等の新製品・新技術開発に対する取組みについて、その事業に要する経費の一部を補助します。

[補助対象経費]
 研究者の件費、原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工委託費、技術指導受入費、知的財産権取得費、マーケティング調査費
 (人件費・外注加工費については、補助対象経費の50%まで)

[補助率、補助金の限度額]
 補助対象経費の2分の1以内(限度額 1,000万円)(課題解決的テーマのもの限度額 150万円)

[申請時期]
 第1回 4月5日～5月13日
 第2回 7月1日～7月29日
課題解決的テーマは随時

申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 産学連携推進担当
 連絡先は一覧参照

新分野進出等企業支援補助事業

・地域における新産業の育成と雇用の拡大を図るため、(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)が市町村を通じて、新分野進出企業等の支援を行います。

[対象事業]
 新分野進出研究開発補助金
 ・企業等が新分野に進出するために行う新商品開発に向けての研究開発に対する補助金

小規模商品開発補助金
 ・地場企業等が新分野に進出するために行う新商品開発に向けての研究開発に対する補助金
 [補助対象経費]
 原材料の購入に要する経費、機械装置又は工具器具等の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、専ら補助対象事業に従事する者に係る人件費等

[補助金の額]
 場合 補助対象経費の3分の2の額又は1千万円のうちいずれか少ない方の額
 場合 補助対象経費の3分の2の額又は300万円のうちいずれか少ない方の額

[申請締切]：17年4月1日
申込み・問い合わせ先
 各市町村の担当窓口(企画担当部署)
 又は 秋田県産業経済労働部 団体・金融班
 連絡先は一覧参照

産学官研究会支援事業

・事業化につなげていくための各種研究会等へ支援することにより、新産業・新事業創出及び自立型産業の育成を促進し、県経済の活性化と雇用創出を図る。

[助成対象研究会]
 県内に事務局を置き、県内において主たる活動を行い、活動趣旨が、事業化・製品化を目指した研究会であること。

[助成対象経費]
 研究会運営費(セミナー等開催に要する経費、アドバイザー謝金等)、技術情報及び資料等の取得に要する経費、試作費への助成を認められた研究会にあっては、試作費及び商品化可能性調査費

[助成金の額]
 研究会への助成：70万円
[申請時期]：4月～6月(予定)
申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 産学連携推進担当
 連絡先は一覧参照

e-地域ビジネス助成金

・新たなビジネスモデルの構築により、地域経済・社会の発展を図るため、(財)地域総合整備財団が市町村を通じて、ITを利用した地域の資源や資産を活用した地域発の新しいタイプのビジネスに対して助成します。

[補助対象経費]
 ハードウェアの購入・借用並びにソフトウェア・コンテンツ開発に要する経費、商品(サービス含む)の試作に要する原材料・機械装置等の購入費、事業活動のための組織運営・管理・調査費

[補助率、補助金の限度額]
 補助対象経費の10分の10以内(上限額 100万円)

[申請締切]：17年4月1日
申込み・問い合わせ先
 各市町村の担当窓口(企画担当部署)
 又は 秋田県企画振興部市町村課 調整・地域振興班
 連絡先は一覧参照

研究開発型企業育成資金

・高度技術産業集積地域内(秋田市)において研究開発を行う企業に対して、低利の設備資金及び運転資金を貸し付けします。

[貸付対象事業]
 新製品開発、新技術等の研究開発及びその成果の製品化・商品化

[貸付要件]
 (財)あきた企業活性化センターの債務保証の承諾を受けることが必要です。
[貸付限度額]：2000万円
[貸付要件]
 利率 年1.7%
 (保証料0.5%はセンターが負担)
 期間 7年以内(据置1年)
 保証人 連帯保証人1人以上
[取扱金融機関]
 秋田銀行、北都銀行、商工中金秋田支店
[申請時期]：随時
 (但し、予定件数に達し次第終了となります)

申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 創業・経営革新推進担当
 連絡先は一覧参照

木製品ベンチャー支援事業

製品開発の促進と企画開発力のある企業を育成するため、研究開発を実施する企業に対してその開発費の一部を助成します。

[補助対象経費]
 企業技術者給、設計費、材料費、試作費、実験費等(開発期間は1年以内とする)

[補助率、補助金の限度額]
 補助対象経費の2分の1以内(標準事業費 90万円程)

[申請時期]
4月～5月中旬(予定)
申込み・問い合わせ先
 秋田県農林水産部秋田スギ振興課
 技術開発班
 Tel 018-860-1916
 Fax 018-860-3828

テクノ共同研究開発助成事業

・高度技術産業集積地域(秋田市)に工場または、研究施設等を有する企業が、大学等高等教育機関、公設試験研究機関または、他の企業等と新製品の開発や地域資源活用のための共同研究を行う場合に、その共同研究に要する経費の一部を助成します。

[補助対象事業]
 高度技術または新製品の開発、製品の高付加価値化、生産工程の合理化、地域資源の活用、新社会システムの開発等

[補助対象経費]
 原材料費、構築物費、機械装置費、外注加工費、技術指導費、技術情報取得費
[補助金の額・補助率]
 限度額：400万
 補助率：2/3以内
[募集時期]：9月～10月(予定)
申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 創業・経営革新推進担当
 連絡先は一覧参照

食品産業活性化事業

・商品化や販売が滞っているものについて、消費者や専門家による評価を受け、その結果を試作品や既成製品に反映させて売れる商品づくり出す活動を支援します。

[補助対象経費]
 モニタリング費、調査委託費・旅費、委託加工費、成分等分析費、アドバイザー費等

[補助率、補助金の限度額]
 補助対象経費の2分の1以内(限度額 50万円)

[申請時期]
4月～6月(予定)
申込み・問い合わせ先
 秋田県農林水産部流通経済課
 調整・食品・秋田ブランド推進班
 Tel 018-860-1763
 Fax 018-860-3806

中小企業経営革新支援対策補助金

・中小企業者等が経営革新のために実施する新商品・新技術の開発等の事業の経費の一部補助することにより、新たな事業活動に対する取組みを支援します。

[補助対象者]
 中小企業新事業活動促進法(旧経営革新法)に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

[補助対象事業]
 承認された経営革新計画に基づいて経営革新のために実施される新たな事業活動
 (1)新事業動向等調査事業
 (2)新商品・新技術開発事業
 (3)販路開拓事業
 (4)人材養成事業
[補助対象経費]
 謝金、旅費、庁費、研究開発費、委託費
[補助金の額・補助率]
 補助率：補助対象経費の2/3以内
 補助金の額：200万円～1,300万円以内
[募集時期]：12月～1月(予定)
申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 創業・経営革新推進担当
 連絡先は一覧参照

あきた目利き倶楽部事業

県内企業の製品・技術等について、専門家が市場からの観点で評価し、販売促進や製品の改良に係るアドバイスを行うことにより、企業売れる商品づくりを支援します。

[評価後の措置]
 あきた目利き倶楽部参加企業の内、特に製品等の熟度が高いと評価された場合には、及びの事業を利用できます。(ただし別途申請が必要です)

目利き倶楽部フォローアップ事業補助金
 補助金額：上限150万円 補助率1/2以内
 事業化コーディネーター、商品化アドバイザー事業
 旅費、謝金にかかる費用の2/3以内を補助
申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 販路拡大推進担当

事業可能性評価事業

・事業計画(ビジネスプラン)の腕だめしめしめとして、経験豊富な経営者、技術者、大学教授等の専門家が、創業や経営革新を目指す企業等、具体的な事業計画を有する者の求めに応じて、事業化の有望性、技術の先端性ノウハウの独自性、事業の発展性等の多様な面から事業化の可能性を評価します。

[評価の内容]
 ビジネスプラン(経営戦略、マーケティング、財務、会計、IT、技術、生産管理、店舗管理、人材育成、人事管理、組織、金融、資金調達、税務、法律、許認可、取引適正化、特許等知的財産権、ISO、海外進出、事業提携、創業等)

[評価後の措置]
 一定の評価を受けた企業には、(財)あきた企業活性化センターや県で実施する施策を紹介するほか、経営課題に対する専門家の派遣(総経費の2/3を助成)を優先的に行います。

[申請時期]：随時
[事業期間]：1年
申込み・問い合わせ先
 (財)あきた企業活性化センター
 販路拡大推進担当

問い合わせ連絡先一覧

(財)あきた企業活性化センター 営業統括グループ Tel 018-860-5609, 5610, 5611 事業推進グループ創業・経営革新推進担当 Tel 018-860-5701, 5702 事業推進グループ販路拡大推進担当 Tel 018-860-5622, 5623 事業推進グループ産学連携推進担当 Tel 018-860-5624, 5625	〒010-8572 秋田市山王3-1-1 Fax 018-860-5704 Tel 018-860-5701, 5702 Fax 018-860-2390 Tel 018-860-5622, 5623 Fax 018-860-5612 Tel 018-860-5624, 5625 Fax 018-860-5704	秋田県企画振興部市町村課 調整・地域振興班 〒010-8570 秋田市山王4-1-1 Tel 018-860-1146 Fax 018-860-3858	秋田県産業経済労働部産学連携推進担当 〒010-0857秋田市山王4-1-1 Tel 018-860-2215 Fax 018-860-3868
--	--	--	--

秋田県産業振興プラザホームページ
 (支援策の詳細が見れます。検索も可)
<http://www.bic-akita.or.jp/>

■ 支援事業 □ 助成金・助成事業 ■ 融資関係



設備貸与制度(国)

【対象となる設備】
土地・建物・リース賃貸を除く設備(付加価値額が3年間で6%以上上がることが見込まれるも)

【限度額等】	割賦制度	リース制度
限度額	100万円以上 6,000万円以下	100万円以上 6,000万円以下
割賦損料	2.50%	月額リース料 1,390～2,990%
償還期間	7年以内	3～7年
返済方法	6ヵ月措置後 元金均等半年賦払	毎月払い
保証金	割賦価格の10%	なし
連帯保証人	2名以上	2名以上

設立後1年未満向けの「創業者」制度(限度額50～3,000万円)もあります。
常用従業員数21～50人までは特認枠で対象となる場合があります。

【募集時期】: **随時**

間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

**秋田県機械類貸与制度
(県単独)**

【対象となる設備】
土地・建物・リース賃貸を除く設備で新品であること

【限度額等】	割賦制度	リース制度
限度額	100万円以上 1億円以下	100万円以上 1億円以下
割賦損料	一般枠 2.50% 特別枠 2.10%	月額リース料 1,390～2,990% 1,371～2,969%
償還期間	6千万円以下 7年以内 1億円以下 10年以内	3～7年
返済方法	元金均等半年賦払 6千万円以下 6ヶ月据置 1億円以下 12ヶ月据置	毎月払い
保証金	割賦価格の10%	なし
連帯保証人	2名以上	2名以上

設立後1年未満向けの「創業者」制度もあります。
特別枠については下記までお問い合わせ下さい。【募集時期】: **随時**

【募集時期】: **随時**

間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

新事業展開資金(創業支援資金)

・今後の成長・発展が期待される事業を新たに企業化しようとする意欲と能力を持つ方に対し、事業に必要な資金を融資します。

【融資条件】

限度額
県内で新たに事業を開始する者は、2,500万円(自己資金が限度。35歳未満の者には特例あり)
県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者である法人で、新たに中小企業者である法人を設立する計画を有するものは、1,500万円(事業費80%が個人は事業開始後、法人は設立の日以後5年を経過していない場合は、2,500万円(事業費の80%が)期間:7年 据置:2年 利率:年2.1%
保証料:年0.7%
保証人等:保証人1人以上、必要に応じて担保

【募集時期】: **通年**

間い合せ先

取扱金融機
県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内3信用金庫、秋田信用組合
(財)あきた企業活性化センター
営業統括グループ
秋田県産業経済労働部産業経済政策課団体・金融班
連絡先は一覧参照

小規模企業者等設備導入資金(国)

・小規模企業の創業と経営基盤の強化に資する設備の導入について、その購入費の一部を無利子で融資します。

【限度額等】

限度額:設備費の1/2以内
事業を開始後5年を経過した者
1企業あたり50万円以上～4,000万円以下
事業を開始後1年～5年以下の者
1企業あたり50万円以上～6,000万円以下
事業を開始後1年未満の者
1企業あたり25万円以上～4,000万円以下
【貸付期間】 7年以内(据置1年)
【貸付利率】 無利子

間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

創業支援資金利子助成事業

・非自発的離職者や中高年齢者が起業育成資金を利用して新たに事業を開始する場合に、借入金の利子を助成し、事業を開始する際の負担を軽減します。

【補助の条件】

対象となる融資の範囲
・1,000万円以内
補助金額
融資資金を償還する際の利子相当部分
補助対象期間
・創業者育成資金の融資実行の日から3年間
【募集時期】: **通年**

申込み・間い合せ先

秋田県産業経済労働部
産業経済政策課 団体・金融班
連絡先は一覧参照

経営安定資金

・一時的に状況が悪化している方や倒産企業の影響を受けている方の経営の安定と事業の活性化を支援します。
【資金使途】
経営の安定化・活性化に必要な資金。
ただし、一定の要件を満たす場合は、既存債務の償還資金とすることができます。

【融資条件】

	通常分	再生特別枠
限度額	8,000万円 は別枠5,000万円	は5,000万円 は8,000万円
貸付期間	10年(据置2年)	
利率	1.70%	2.10%
保証料	*1.2% は0.5%	*1.2%
保証人等	保証人1人以上、必要に応じて担保 *セーフティーネット保証を利用した場合は0.88% は中小企業信用保険法第2条第3項第6号の規定による破綻金融機関と取引のあるものとして特定中小企業者の認定を受けたもの は倒産企業に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有している方 商工会議所又は商工会連合会などから推薦を受けたもの 秋田県中小企業再生支援協議会の支援を受けたもの	

【募集時期】: **通年**

間い合せ先

取扱金融
県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内3信用金庫、秋田信用組合
(財)あきた企業活性化センター
営業統括グループ
秋田県産業経済労働部産業経済政策課 団体・金融班
連絡先は一覧参照

創業支援室(貸事務室)

・創業・起業化や新たな事業分野への進出等を目指した意欲的な企業に事務スペースを提供することを目的に県庁第2庁舎内に開設しています。

【創業支援室の概要】

所在地:秋田市山王3-1-1
(県庁第2庁舎)
産業振興プラザ3F
室数・面積・使用料等
(室名)
・創業支援室A:8部屋
17又は22㎡
月額使用料 21,000円
・創業支援室B:3部屋
48又は50㎡
月額使用料 50,000円
保証料・敷金等は不要ですが、使用料の他に電気料等を負担していただきます。
また、電話については、自己設置です。(各室へは配線済)

その他の機能
・24時間の業務利用が可能
・OAフロア
・電気容量:30A(創業支援室A)、45A(創業支援室B)
・インターネットに無料接続可能な情報コンセント設備済
・駐車場:入居者は外来駐車場を利用できません
・各室専用カードにより管理【入居期間】
1年間、但し、審査の上最初の入居から3年まで更新可能

【募集方法】
空き室が生じた場合は、公募により入居者を決定

間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

独創的創業支援補助金

・独自の技術や独創的発想を生かして新規事業の模範となる事業を実施する企業等に、その創業に要する経費の一部を助成します。

【補助対象者】

新たに中小企業者等として創業する方で、次の要件の全てに該当する方。
独自の優れたビジネスプランにより創業する者であること。
応募の日から起算して過去1年以上農林漁業以外の経営者でないこと。
創業後の事務所・店舗・工場等が県内にあること。
創業する事業が、農林漁業・医療業・金融保険業・風俗営業等に該当しないこと。
創業の実現が確実であること。
創業する事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。

【補助対象経費】
事業拠点費(設備費、機械器具費、構築物費等)、商品化促進費(原材料費、外注加工費、試験検査費)、人材育成費、宣伝広告費、専門家謝金
【補助金の額・補助率】
補助対象となる経費合計の2分の1以内で、50万円を下限として最高300万円を助成します。

【申請時期】

第1回募集 4月4日～5月13日
第2回募集 7月1日～8月31日

申込み・間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

コミュニティービジネス立ち上げ支援事業

コミュニティービジネスの立ち上げを行う者に開業の補助金を支給します。

【補助対象者】

県内でコミュニティービジネスを行うおとする市民活動団体及び個人(詳しくは下記申し込み先まで)
【補助対象経費】
事業所改装費・設備取得費、広告宣伝費等
【補助金額】
補助限度額 20万円以内

【申請時期】: **1月31日まで随時**

申込み・間い合せ先

秋田県生活環境文化部県民文化政策課 地域活動支援室
連絡先は一覧参照

ベンチャービジネス支援補助金

・ベンチャー企業の創出と成長により地域経済の発展と雇用の確保を図るため、公募方式により他の企業の模範となる新規性・成長性などに優れたベンチャー企業を選考し、その事業経費を補助します。

【補助対象者】

県内に事業拠点を設置し、創業後5年以内の中小企業者等、新技術・新サービスの事業化を計画している方。
【補助対象事業】
計画している事業が次のすべてに該当することが必要です。
新技術・新サービスの開発成果を事業化するものであること。
県内に事業拠点を置いて開発成果の事業化を行うものであること。
事業化によって売上高が著しく伸び企業の発展が見込まれること。
事業内容が関係法令又は公序良俗に違反することなく、地域社会に寄与するものであること。

【補助対象経費】
事業拠点費:設備費、機械器具費、構築物費(不動産取得を除く)
商品化促進費:原材料費、外注加工費、試験検査費
販路開拓・販売管理費:人件費(補助対象経費の30%以内)、宣伝広告費、通信運搬費、印刷費、光熱水費、燃料費、旅費交通費、専門家謝金
【補助率、補助金の限度額】
補助対象経費の1/2以内(限度額1,000万円)

【申請時期】: **4月4日～5月31日**

間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

経営改善貸付

【支援の対象者】
商工会議所、商工会、商工会連合会の推薦を受けた次の方
常時使用する従業員が5人(商業、サービス業2人)以下の個人又
常時使用する従業員が20人(商業、サービス業5人)以下であって、その経営内容が の方と同様の実態にある個人又は法人
(の他、商工会等の経営指導を6ヶ月以上受けていること、1年以上当該商工会等の地区内で事業を行っていること、税の滞納がないこと等の要件を満たす事が必要)

【融資条件等】

資金使途:設備・運転
貸付期間:設備7年以内、運転5年以内
据置期間:設備・運転6ヶ月以内
貸付限度額
設備資金及び運転資金:550万円以内(特例:別枠として450万円以内(17.3.31まで)
担保・保証人:不要(無担保、無保証人)

間い合せ先

国民生活金融公庫秋田支店、大館支店
連絡先は一覧参照

国民生活金融公庫 普通貸付

【支援の対象者】
卸売業
・資本金の額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人
(小売業及びサービス業)
・資本金の額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人
(製造業、建設業、運送業、その他)
・資本金の額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人

【融資条件等】

資金使途:設備・運転
貸付期間
設備:10年以内、特定設備20年以内
運転:5年以内(特に必要な場合7年以内)
据置期間
設備 2年以内
運転 1年以内
貸付限度額
運転資金及び設備資金:4千8百万円以内
特定設備:7千2百万円以内
代理貸:2千4百万円以内
保証人等
保証人等(原則として1名以上)又は担保(不動産、有価証券等)

間い合せ先

国民生活金融公庫秋田支店、大館支店
連絡先は一覧参照

新企業育成貸付

【支援の対象者】
新たに事業を始められる方又は新規開業しておおむね5年以内の方
【融資条件等】
資金使途:設備・運転
貸付期間
設備:15年以内
運転:5年以内(特に必要な場合7年以内)
据置期間
設備:3年以内
運転:6ヶ月以内(特に必要な場合1年以内)
貸付限度額
設備:7千2百万円以内
運転:4千8百万円以内
保証人等
保証人(原則として1名以上)又は担保(不動産、有価証券等)

【募集時期】: **随時**

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新担当
連絡先は一覧参照

中小企業振興資金(小規模事業振興資金)

【資金の使途】
事業資金(設備資金・運転資金)

【融資条件】
限度額:1,250万円
償還期間
設備10年(据置2年)
運転 7年(据置1年)
利率:2.1%
保証料:0.4%
保証人等:保証人1人以上、必要に応じて担保

【募集時期】: **通年**

間い合せ先

(財)あきた企業活性化センター
営業統括グループ
秋田県産業経済労働部
産業経済政策課 団体・金融班
連絡先は一覧参照

テクノ法人化促進助成事業

・高度技術産業集積地域(秋田市)内において、事業の拡大化、信用力の強化並びに事業の安定的継続を図るため、法人格を取得するにあたり、必要な経費の一部を助成します。

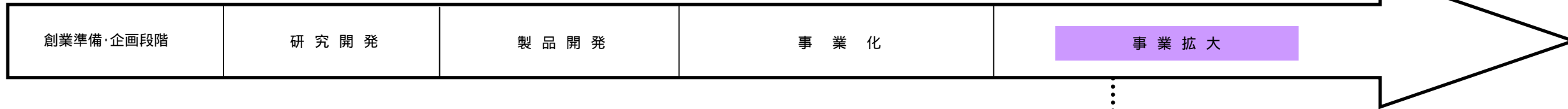
【助成対象者等】
高度技術開発産業分野において新たに起業しようとする個人・団体で、法人の実現が確実である者。

【助成対象経費】
登記に要する経費

【助成率・限度額等】
助成率:4/5以内
限度額:20万円

【募集時期】: **随時**
(予算の範囲内)

(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新担当
連絡先は一覧参照



ものづくり経営体質強化研修事業

・企業の特徴、強みを活かした経営戦略策定の必要性やマーケティングの重要性を説くとともに、発注者からのQ・C・D(品質向上、コストダウン、短納期)等の要請に対し、競合他社との競争力を付けるための生産部門の研修及び営業管理手法の習得等営業部門の研修を一体的に行うことにより、生産管理、営業力の両面のスキルアップを図ります。

【研修の対象者】
県内の中小製造業者

【実施方法】
企業の経営改善指導等において豊富な経験と実績のあるコンサルティング機関により、講義、ケーススタディ等により、実践的な内容の研修を体系的に実施します。
例年、県南・県北・中央で開催

【募集時期】：5月以降(予定)

問い合わせ先
(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

中小企業振興資金(一般資金)

・中小企業の健全な経営の安定化を図るため、事業資金を幅広く支援します。
【資金の用途】
事業資金(設備資金、運転資金・短期型は運転資金)
【融資条件】 資金コース等により、返済条件を固定・変動・短期の中から選択できます。

限度額	合算で1億円		
	固定金利型	変動金利型	短期型
貸付期間	設備10年 (据置2年)	設備15年 (据置2年)	運転1年 (据置6ヵ月)
	運転7年 (据置1年)	運転10年 (据置1年)	
利率	2.10%	1.80%	1.80%
保証料	1.2%(セーフティーネット保証を利用した場合は0.88%)		
保証人等	保証人1人以上、必要に応じて担保		

【募集時期】：通年

問い合わせ先
取扱金融機関
県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内3信用金庫、秋田信用組合
(財)あきた企業活性化センター
営業統括グループ
秋田県産業経済労働部産業経済政策課団体・金融
連絡先は一覧参照

成長新事業育成特別融資

【支援の内容】
・新規性・成長性の高い新事業を行う中小企業の方に対する融資等です。

【支援の対象者】
・高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の(1)から(2)のすべてに当てはまる方。
(1)新たな事業を事業化されて7年以内の方
(2)中小企業金融公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた方
(3)将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できる方

【条件・制約等】
(1)資金用途
新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
(2)融資限度額：6億円
(3)融資期間
設備資金：15年以内(うち据置期間5年以内)
運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)
(4)担保・保証人(経営責任者の方)

問い合わせ先
中小企業金融公庫秋田支店
連絡先は一覧参照

新事業展開資金(事業革新資金)

・経営革新や創造的技術開発を支援することで、県内企業の新たな事業を促進し、県内産業の活性化と構造改革を図ります。
【資金の用途】
事業展開等に必要資金
【融資条件】

	通常分	総合支援枠	仕入資金枠
限度額	1億円 は2億円	1億円 2億5千万円 1億5千万円	2千万円
貸付期間	10年	10年 15年 15年	事業計画期間の5年
据置期間	3年	3年	
利率	1.70%	1.50%	金融機関所定金利
保証料	0.70%	0.50%	1.20%
保証人等	保証人1人以上、必要に応じて担保 ただし、2,000万円以内の利用の場合には、第三者保証人不要、本資金により取得した資産を担保徴求	保証人1人以上(第三者保証人不要)、本資金により取得した資産を担保徴求	保証人1人以上(第三者保証人不要、必要に応じて担保徴求 5年の期間中は、融資限度内繰り返し利用可能

環境調和型事業の認定を受けた事業
ベンチャービジネス総合支援事業等の認定を受けた事業
あきた21企業育成プロジェクト事業の認定を受けた事業
フェニックスプラン21認定企業のうち、大規模な事業転換を計画しているもの

【募集時期】：通年

問い合わせ先
取扱金融機関
県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内3信用金庫、秋田信用組合
(財)あきた企業活性化センター
営業統括グループ
秋田県産業経済労働部産業経済政策課団体・金融班
連絡先は一覧参照

新事業展開資金(事業継承資金)

・次の企業から経営の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を継承する中小企業者に、事業資金を融資します。
破産宣告等を受けた企業
営業の全部又は一部を取りやめる企業

【資金の用途】
事業資金(設備資金、運転資金)

【融資条件】
限度額 5,000万円
貸付期間 10年(据置3年)
利率 年1.70%
保証料 年1.70%
保証人等 保証人1人以上、必要に応じて担保徴求

【募集時期】：通年

問い合わせ先
取扱金融機関
県内に本支店を有する普通銀行、商工中金、県内3信用金庫、秋田信用組合
(財)あきた企業活性化センター
営業統括グループ
秋田県産業経済労働部産業経済政策課団体・金融班
連絡先は一覧参照

経営改革総合支援事業(フェニックスプラン21)

・県内の企業の経営革新を促進することにより、企業競争力を強化し、県内企業の持続的発展と雇用の安定を図るため実施する各種事業を支援します。
【対象企業】
1. 共通事項
a. 事業活動拠点が県内である企業者
b. 事業計画が明確で現実性が高い
2. 個別事項
次の～のいずれかの要件を満たす者
事業転換型企業
・5年後の新分野の売上高が売上が全体の50%を超える計画であること
・日本標準産業分類の小分類(3桁分類)が異なる分野に進出する計画を策定していること
体質改革型企業
・付加価値額が3年で9%以上、4年で12%以上、5年で15%以上となる事業計画を策定していること
(付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費)
新分野進出型企業
・直近の売上高が前年比100%未満あるいは、直近期末の経営利益が損失を計上していること
・3年後の新分野の売上高が売上が全体の15%を超える計画であること
・日本標準産業分類の細分類(4桁分類)が異なる分野に進出する計画であること

【支援事業の概要】
・次の支援メニューの組合せにより、必要な支援を行います。
人材育成支援事業
専門技術者等確保支援事業
新商品開発等支援事業
IT開発支援事業
公的認証制度取得支援事業
特別融資制度
(事業革新資金、事業革新資金の総合支援枠及び仕入資金枠)

【事業期間】：3年間(融資制度は5年間)

【募集時期】
4月4日～5月13日
7月1日～7月29日

問い合わせ先
(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

戦略的情報化推進事業

・IT化の進展に伴い、県内中小企業にとって情報技術の急激な進歩に対応できる人材の育成や経営革新のための戦略的情報化投資が重要な課題となっています。こうしたことから企業内におけるITを活用できる人材や、企業に対するIT化を支援する人材を育成するための研修及び戦略的情報化の重要性を普及・啓発するセミナー等を開催します。
IT研修等開催支援事業
県内中小企業者及び一般従業員を対象とした実践的IT研修、情報サービス産業や企業の情報担当者を対象としたITの技術的専門的研修を実施します。
【対象者】：県内中小企業者及び一般従業員、情報サービス業界の情報処理技術者、企業の情報処理担当者
【実施主体】：(財)あきた企業活性化センター及び同センターから委託を受けた(社)秋田県情報産業協会等
【内容】：プログラミングその他の技術的専門研修
戦略的なIT活用に関するセミナー
【料金】：は有料(それぞれの研修によって異なりますのでお問い合わせください)
は無料

問い合わせ先
(財)あきた企業活性化センター
創業・経営革新推進担当
連絡先は一覧参照

・問い合わせ連絡先一覧・

(財)あきた企業活性化センター 営業統括グループ Tel:018-860-5609,5610,5611 Fax:018-860-5704 事業推進グループ創業・経営革新推進担当 Tel:018-860-5701,5702 Fax:018-863-2390 事業推進グループ販路拡大推進担当 Tel:018-860-5622,5623 Fax:018-860-5612 事業推進グループ産学連携推進担当 Tel:018-860-5624,5625 Fax:018-860-5704	秋田県産業経済労働部産業経済政策課団体金融班 Tel:018-860-2215 Fax:018-860-3868
国民生活金融公庫秋田支店 Tel:018-832-5641 Fax:018-833-1285	